

議案第51号

逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和7年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第34条の16第1項前段に規定する条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第4条に定めるものほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）で定める基準のとおりとする。

(暴力団の排除)

第3条 市及び乳児等通園支援事業者は、逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号。以下「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、乳児等通園支援事業者から暴力団を排除するため必要な措置を講じるものとする。

2 乳児等通園支援事業者及びその職員は、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であってはならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるものほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるに当たり、制定の要あるため提案する。